

令和5年度第1回
神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和5年7月25日（火）

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

午後 1 時 0 0 分 開会

○小森担当課長 それでは、ただいまから令和 5 年度第 1 回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

私は本日、しばらくの間、司会進行を務めさせていただきます犯罪被害者支援担当課長の小森と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員 9 名のうち 6 名の委員の皆様が会場で、3 名の委員の方がリモートでの御出席となっております。また、リモート参加の植田委員は 13 時 30 分頃からの出席となっております。

初めに、くらし安全防災局参事監の小林より御挨拶をさせていただきます。

○小林参事監 皆さん、こんにちは。神奈川県くらし安全防災局参事監兼くらし安全全部長を務めております小林でございます。

本日は御多忙の中、また、この猛暑の中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、皆様には平素から県の犯罪被害者等支援施策に多大な御支援、御協力を賜り、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

本県では、平成 21 年 4 月に神奈川県犯罪被害者等支援条例を施行するとともに、同条例に基づきまして事業の指針である神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を策定いたしまして、支援施策を実施してまいりました。これは 5 年ごとということで、今年度が第 3 期の計画期間満了となっております。

そこで、今回、犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置いたしまして、皆様の御協力を得ながら第 4 期計画策定に向けまして支援施策のさらなる充実を図るため、これまで計画に基づき実施してきた支援施策・事業の実施状況を検証した上で、今後の支援施策の在り方について検討を行っていただくことといたしました。

また、県が実施すべき基本的な施策を定めております条例ですけれども、こちらについても 5 年を超えるごとに見直しを行う決まりになっておりますので、併せて御検討いただければと考えております。

検討委員会は、来年 1 月までに今日を含めまして 5 回の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては日頃から大変御多忙のことと存じますけれども、神奈川県の犯罪被害者等支援施策のさらなる充実に向けまして実りある会議となるよう、我々も努力してまいりますので、本検討委員会においてぜひ忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞ御協力をお願いいたします。

最後になりますけれども、一言付け加えさせていただきます。

県立障害者支援施設で起こった大変痛ましい事件、いわゆる津久井やまゆり園事件ですけれども、こちらが発生してから明日で 7 年という年月が経ちました。県ではこの間、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定するとともに、当事者目線の障害福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信いたしまして、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例、「～ともに生きる社会を目指して～」という副題がついていますけれども、これを制定して本年 4 月 1 日に施行いたしましたところでございます。

今後とも、ともに生きる社会の実現に向けた取組について御理解、御協力をいただきますようお願いをさせていただきます、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

本日は第1回の開催でございますので、まず、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

委員の皆様の名簿を机上に配付させていただいておりますので、名簿の順番に従って自己紹介をお願いしたいと思います。

植田委員につきましては、参加され次第の御紹介となります。なお、誠に恐縮ではございますが、時間の都合がございますので、お一人様1分程度でお願いしたいと思います。

それでは、天野委員からお願ひいたします。

○天野委員 弁護士の天野康代と申します。神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会の副委員長をしております。それから、日弁連の犯罪被害者支援委員会の事務局次長もしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 伊藤委員、お願ひいたします。

○伊藤委員 伊藤富士江と申します。上智大学でずっと教鞭を執っておりました。

現在、警察庁の犯罪被害者等施策推進会議の専門委員をしております。太田先生といろいろつながりがあるんですけども。

ずっと社会福祉が専門ですので、その観点から犯罪被害者支援について研究してきました。

東京都の被害者支援都民センターの理事もしております。

今回、こういう形で神奈川県がとても熱心にずっと取り組まれているということで、私も勉強させていただけるのではないかなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 太田委員、お願ひいたします。

○太田委員 慶應義塾大学の太田でございます。

私は犯罪者の処罰や処遇を考える刑事政策という分野と、それから被害者の支援を検討する被害者学といったものを専攻しております。

もともと被害者支援都民センターの前身であります、当時、東京医科歯科大学にありました犯罪被害者相談室の研修に関わっていた関係で、被害者支援都民センターの運営にも関わらせていただいております。

現在は国の犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画策定・推進専門委員等会議の委員で、国の被害者支援施策の在り方の検討を行っております。よろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 押切委員、お願ひします。

○押切委員 茅ヶ崎市の押切と申します。よろしくお願ひします。

私、この4月からくらし安心部市民相談課に配属となりました。市民相談課では、犯罪被害者支援を含め、様々な相談業務を行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 山根委員、お願ひいたします。

○山根委員 川崎市市民文化局地域安全推進課から選任されました山根と申します。

よろしくお願いいたします。

当課では犯罪被害者支援をはじめ交通安全対策、防犯カメラ・防犯灯の設置、路上喫煙対策と様々な業務を行ってございまして、地域の安全・安心なまちづくりに向けて取り組んでおるところでございます。私どもの犯罪被害者支援は、昨年4月から始まったばかりでございますので、皆さんの御意見なども取り入れながら市域、県域と広く犯罪被害者支援に取り組んでいければと思っております。よろしくお願いいたします。

○小森担当課長 渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

私は、2000年10月に犯罪被害者の遺族となりました。その3年後に入った全国犯罪被害者の会「あすの会」が私の被害者活動の原点ということで、あすの会が解散してからは、あすの会の会員同士でつくった「にじの会」の一応代表と、あすの会の活動と同時平行的に「被害者が創る条例研究会」、これは全国の自治体に特化条例をつくってほしいということで活動しております。

昨年3月からは、新しく立ち上げた「新あすの会」の副代表として活動させていただいています。

これは誰もができる活動ではないと思って、否が応でもこういう立場に立たされてしまった自分の使命ではないかということで、被害者活動については死ぬまでやっていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

(ウェブ通信トラブル)

○小森担当課長 それでは、先に事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました参事監兼くらし安全部長の小林でございます。

○小林参事監 小林です。よろしくお願いいたします。

○小森担当課長 続きまして、警察本部警務部警務課被害者支援室長の中嶋でございます。

○中嶋室長 中嶋です。よろしくお願いいたします。

○小森担当課長 オブザーバーとしまして、神奈川被害者支援センターの永野所長でございます。

○永野オブザーバー 永野です。よろしくお願いいたします。

○小森担当課長 県の事務局として、副課長の高見でございます。

○高見副課長 高見です。よろしくお願いいたします。

○小森担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

リモートのほうがまだうまく接続できていないようですので、お手元の次第2、座長選出に進みたいと思います。

資料1「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」を御覧いただければと思います。

要綱第4条第1項で、座長は「委員の互選によってこれを定める」こととされております。

どなたか御意見はございますでしょうか。

○押切委員 太田先生にお願いしたいと思えます。

太田先生は国の犯罪被害者等施策推進会議の委員であり、この検討委員会での施策にも精通していらっしゃるかと伺っておりますので、適任と思えます。よろしくお願ひします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員 微力ではございますけれども、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 よろしくお願ひします。

それでは、太田委員にお願いすることに御賛同いただける方、拍手をいただけますでしょうか。

(賛同者拍手)

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御承諾をいただいたということで、太田委員に座長をお願いいたします。

太田委員、どうぞ座長席に御移動ください。

——リモートのほうがつながったようですので、自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

○勝島委員 私からでよろしいですか。

私、3年前まで行政にございましたけれども、現在、臨床で病院勤務しております。今回、Zoomから参加させていただいております。勝島でございます。

精神科ですので、被害者の方で医療が必要な方を最近何件か拝見させていただいております。先日は太田先生にもちょっと御迷惑をおかけしてしましまして、この場を借りてお礼申し上げます。

そういったことで、この場で各委員の皆様方と連携しながら、私は医療を担当させていただいておりますけれども、これからも被害者支援のために取り組んでまいりたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは山本委員、よろしいでしょうか。

○山本委員 こんにちは、山本潤と申します。

私は今、茨城県に住んでいるんですけども、育ったところは大和市で、そこで13歳から二十歳まで実父からの性被害を受けていたという性被害当事者の経験があります。

その後、看護師になりまして、刑法性犯罪の改正に40代ぐらいから取り組みまして、法務省の性犯罪に関する刑事法検討会委員と、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会に参加し、今年6月に刑法性犯罪が改正されました。専門としては性暴力被害者支援等が中心になります。あとは児童虐待や高齢者虐待が専門領域です。

こちらの会議につきましては平成31年、被害者当事者団体の代表理事だったとき

にも呼んでいただきまして、犯罪被害者、性暴力被害者に必要な支援についてお話しさせていただきました。今回も皆様と議論しながら、よりよい支援の仕方について一緒に考えていけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○小森担当課長 ありがとうございます。

それでは、この後は太田座長に進行をお願いしたいと思います。

まず、御挨拶をお願いします。

○太田座長 改めまして、慶應義塾大学の太田でございます。

神奈川県は、たしか第1期から2期にかけての見直しでしたか、以前にも加わらせていただいたことがございます。

神奈川県の場合は、県と県警と被害者支援団体がサポートステーションをつくっているという非常に恵まれた環境にあると思っております。今後、国が地方公共団体における被害者支援の底上げを図っていくと検討が行われることになっておりますので、これを機会に神奈川県がさらに、全国のモデルとなるような仕組みをつくっていかねばと思っております。

皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に座長代理を指定する必要があるということでございます。設置要綱第4条第3項でございますか、「座長に事故があるときは——ないことを願うばかりでございますけれども——座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とありますので、私から代理を指名させていただくということによりしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○太田座長 それでは、いろいろ御経験が豊富な伊藤委員に座長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 よろしくをお願いいたします。

○太田座長 皆さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速協議に移ってまいります。お手元の会議の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

本日は議題が3つございます。委員の皆様には3つ目の、今後の施策の方向性・充実すべき施策についての御意見をいただきたいということになるかと思っておりますので、時間的にもそのような配分をしてまいりたいと思います。

時間も限られておりますので、進行について皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、「令和5年度 犯罪被害者等施策検討委員会 御意見記入用紙」を事務局で用意されています。この場でいただいた御意見以外に御意見や御質問がありましたら御記入いただいて、今月末、7月31日までにお送りいただければと思います。

それでは、議題に入る前に会議の概要及び会議結果の公開等について、事務局から説明をお願いいたします。

○五十嵐主幹 資料1、2、3、4により説明

○太田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明で何か御質問や御意見があれば承りたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

私から1点だけ申し上げておくと、この条例の改正もありますし、パブリックコメントをする関係もあってこういった日程になっているかと思えますけれども、国でも地方公共団体における被害者支援の見直しについて、1年をかけて検討することになっておまして、6月を起算点として来年6月だとすると、恐らく今年度の最後あたりにある程度の方向性が決まると思います。そうすると神奈川県は制度改正に微妙に間に合わない可能性もありますが、ただ、検討はこの夏から行われますし、議事録も公開されますので、そこでの議論状況も踏まえながら、取りこぼしがあるとまたすぐに見直さなければいけないこととなりますので、その動向も踏まえながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今の公開について特に御異論がなければ、会議及び会議録は公開として、発言者名についても公開させていただくことにさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○太田座長 それから、資料4の別紙に傍聴要領がございませうように本検討委員会の傍聴を認めることにしたいと思えますけれども、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○太田座長 本日は、傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐主幹 いらっしゃいません。

○太田座長 それでは、今日は傍聴者なしということで進めさせていただきます。

早速議題に入ります。

まず(1)第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画と犯罪被害者支援施策の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○五十嵐主幹 資料5、6により説明

○小森担当課長 パワーポイントにより説明

○太田座長 どうもありがとうございます。

すみません、もう少し字を大きくしていただかないと、ここからは小さいほうの字はほとんど見えません。画面そのものも、もう少しこちらに置いていただいてもいいんじゃないでしょうかね。

○小森担当課長 申し訳ありません。大変失礼いたしました。

○太田座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

○天野委員 御説明ありがとうございます。

私から4点質問があるんですけれども、まず、資料6の4ページにあった「かならいん」のことで、男性及びLGBTsの専門相談ダイヤル、これは相談しやすいように置くことはすごくいいと思っているんですけれども、相談しやすいようにスポット的に置いているだけで、「かならいん」でも男性に関しては受け付けているという理解でよろしいんですよね。

○小森担当課長 そのとおりでございます。

○天野委員 では、「かならいん」に男性から来たらこちらのダイヤルを案内するというのではなくて、それはそこで受け付けている。

○小森担当課長 はい。

○天野委員 それから資料6の9ページ、サポートステーションの生活資金の貸付制度で、新規貸付1件ということなんですけれども、この申出件数はどれぐらいなのか。今日分からなくても、いずれ教えていただけたらと思います。申出件数がそもそも1件しかなかったのか、それとも何件かあって貸し付けられたのが1件なのか、その辺を教えていただけたらと思います。

それから、12ページの住居の確保への支援のところ、一時的な居住場所として県営住宅を確保されているということで利用実績はゼロ件なんですけれども、一時的なものなので、多分そこへ行ってすぐ住めるような状況なのかなとイメージはしているんですが、単に箱としてあるだけなのか、それとも最低限、カーテンであるとかちょっとした布団的なものだとか、そんなものが置いてあってすぐに住めるようになっているのか、その辺のことを伺いたいと思います。

もう一点、これは今の説明ではないんですが、資料5について1点だけよろしいですか。

○太田座長 どうぞ。

○天野委員 資料5の28ページの一番下の欄に「報道機関への公表内容についての配慮」とございます。これは2005年の基本計画の中で、実名発表と匿名発表については被害者などの匿名発表を望む意見も踏まえることになったかと思うんですけれども、例えば発表する前に警察のほうで意向確認をどの程度しているのか。全件するように徹底しているのか、それとも警察のほうで「これは聞いたほうがいいな」というものを聞いているのか、その辺の実際のところを伺えたらと思います。

○太田座長 では、事務局からお願いいたします。

○小森担当課長 御質問ありがとうございます。

まず、9ページの貸付の申出件数は、実績としてはそこに載っているとおりで、お申出というか御相談は、プラス数件はあつたりします。実際の件数については後日お伝えできればと思っております。

県営住宅が住める状況なのかということなんですけれども、こちらは実際にカーテン等についてはついておまして、冷蔵庫も設置はしております。寝具等は御自身で御用意いただくことが必要とはなりますが、一応住める状態にはなっております。

○中嶋室長 広報の関係は、基本は被害者の方に確認しているのですが、原則は実名としています。それを踏まえて個々検討しながら、公表すべきかどうか決めている状況になります。

○天野委員 検討するのはそうだと思うんですけども、確認しているのかどうかを聞きたいんですけども。

○中嶋室長 被害者の方に確認するなどして原則は実名報道としています。

○小林参事監 性犯被害者は実名出さないんじゃないの。

○中嶋室長 性犯の関係ではなく、全体ですよ。

○天野委員 全て含めて。

○中嶋室長 事件などの状況によって個別に対応します。

○渡邊委員 いや、原則実名というのはちょっと解釈を間違えているような気がするんですけども。あのときの実名か匿名かという報道のときに、被害者の意向を十分に受けるという形で、被害者の意向を聞いて警察が判断するという形で落ち着いたと私は理解しているんですが。

その後も被害者支援室長、前任の前任なのか分かりませんが、その方と話したときも「警察が発表する前にマスコミや何かはもう全部知ってるから」という形で、警察が匿名にする必要もないんだというような、そういう理解をしているような発言だったんですよ。それはちょっと被害者の意向を無視していると思うんですよ。

○太田座長 それに対する御回答は、よろしいですか。

○中嶋室長 基本は被害者の方の意向を確認して、そして実名にするかどうかを確認して広報するのが原則です。その上で、個々の事案を踏まえて検討しながら広報は実施しております。

○太田座長 すみません、オンラインで植田委員が入られていますので。

遅くなりまして申し訳ございません、委員の皆様一言自己紹介していただいていますので、植田委員からもお願いいたします。

○植田委員 神奈川県産科婦人科医会の植田です。

前回に引き続きまして、今回も委員を務めさせていただきます。入室が遅れまして申し訳ございません。よろしくお願いたします。

○太田座長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

オンラインで山本委員から手が挙がっていますので、山本委員、よろしくお願いたします。

○山本委員 2点ございます。

1つは、先ほど御説明があった性暴力・性犯罪被害者の法医学的な証拠を医療機関に保存することについてです。

やはり司法機関にすぐに届け出ることが難しい人もいるので、とてもよい取組だと思います。

その場合に、匿名での証拠保存・採取ができていいのか、それとも自分の氏名や住所を明らかにしないとそれができないのかということをお伺いできればと思います。また、警察と連携しながらそのような保管を行っているので大丈夫かと思うんですけども、もし裁判となったら確実に証拠として採用されることに堪えられる保存状況なのかということをお教えいただきたいと思います。

それから経済的な支援につきましては、性犯罪の場合、住居に侵入されてとか住

居地で被害を受けて、そこに住み続けることが難しい場合が多くあります。その場合の引っ越しの転居費用等もそうですし、精神的にダメージを受けてしまって引っ越し業者を探したり転居先を探したりするのがなかなか難しいところもありますので、その場合にどの程度サポートをいただけるのかも伺いできればと思います。

○太田座長 では、事務局からお願いいたします。

○小林参事監 証拠の保存についてですけれども、まず神奈川県でやっておりますのは、基幹病院で採取して、そのまま病院で保管しています。ですので、匿名での証拠採取という形にはなっております。当然病院ですとか県では氏名等は把握しておりますけれども、警察等への連絡は全く行っていない状況になります。被害者の方が希望して被害届を出された場合には、証拠採取したものの内容について警察に連絡するという形ですので、それまでの間は匿名という扱いになっています。

それから、証拠として堪えられるのかということですので、今、申し上げたように、今の神奈川県では、基本的に採取から保管までは警察は入っておりません。ただ、この採取の仕方ですとか保存の仕方については、警察、それから検察庁等に協力していただきながらこの仕組みをつくっておりますので、証拠に堪えられるという形でやっております。

○小森担当課長 最後の御質問の経済的支援についてですけれども、現在のところ、性犯罪を受けた方に対しての引っ越し関係の支援等は、県ではサポートしていない状況になります。

○山本委員 では、今後の課題としてお願いできればと思います。

○小森担当課長 今後の参考にしたいと思っております。ありがとうございました。

○太田座長 ほかにございますか。

○渡邊委員 先ほど来、御説明いただいたように、神奈川県はサポートステーションということで県と警察と神奈川被害者支援センターが一体となって被害者支援に当たっている。これはほかに類を見ない。似たようなものが、埼玉県ではその3者が同じフロアに事務室があって、すごく緊密に取っているという話は聞いています。

ただ、先ほど来、支援する対象者は警察から来るのが多い、一部電話相談があるという形なんですけれども、我々条例研究会でいろいろ研究してしまして、日常生活の支援等になると、ほとんどが市町村で保健だとか福祉だとかそういうサービスの制度を持っているということで、サポートステーションでもそういう日常生活支援はほとんどできないと思うんですよね。それで、そういう被害者を市町村につなげているのは年間どのぐらいの件数あるのか、あるいは全然やっていないのか、その辺をお伺いしたいと思います。やはりその辺、市町村との連携というのは非常に大切な問題だと思うんですよね。

よろしく申し上げます。

○太田座長 事務局からお願いいたします。

○小森担当課長 御質問ありがとうございました。

おっしゃるとおり、県では日常生活支援はなかなか難しいなと思っております、市町村会議など開催した際に市町村の方には日常生活の支援ということで、今、実際に自治体としてやっている保健福祉サービスがあればそういったものを犯罪被害

者の支援に生かしてもらうように、つなげていただくように、こちらからはお願いしております。

ただ、こちらに日常生活支援を受けたいということで相談者からお話があれば市町村にお伝えするというのがありますけれども、実際に件数としては、あまり多くはないのかなと思っております。警察から市町村につないでいただいているのかなと思っております。

○中嶋室長 追加で説明させてもらいます。

対象犯罪がサポートステーションで対応できない場合に、横浜市や川崎市等が対象犯罪、例えば痴漢等に対応しているときには市のほうにつないで、連携しながら対応している状況になります。

○永野オブザーバー すみません、オブザーバーですけれども、よろしいですか。

○太田座長 お願いします。

○永野オブザーバー 今の質問において、神奈川被害者支援センターが県からの委託を受けて電話相談を受けていますが、実際に条例を施行されている市については私たちもその支援のメニューを分かっておりますので、例えば川崎市さんの場合、そういった質問等があった場合には川崎市の担当者にお電話をして、その方が2度同じことを話さないような形で、あらかじめ「こういう方からこういった相談が来ているんですけれども、川崎市さんでやっていただけますか」こういう形で相談をつないだことは実際に何件かあります。

ただ、件数的に何件というのは、ちょっと私も今は分からないんですけれども、実際に条例を施行されているところにおいてはそういったことが当然可能になりますので、だからこそ市町村条例、特化条例は必要だと。私たちセンターの事務局員、それからボランティア相談員はそこを把握して、相談員にもよくそのように言って、もしそういった相談があった場合には事務局にすぐに言いなさい、そして事務局から担当者に電話をして、「そういったことができますか」ということで連携を取っているつもりでおります。

○太田座長 よろしいでしょうか。

では、オンラインで植田委員、お願いいたします。

○植田委員 基本的な質問で申し訳ないんですけれども、サポートステーションも「かならいん」もそうですけれども、支援の対象の年齢は、基本的に成人と考えてよろしいのでしょうか。というのも、小・中学生は多分児相関係だと思うんですけれども、高校生の被害者の支援がどうなっているのか、また、今回、性的同意年齢も引き上げられましたので、そこら辺で神奈川県産婦人科医会の産婦人科医からそういう質問がありましたので、支援対象の年齢について教えていただければと思います。

○太田座長 いかがでしょうか。

○小森担当課長 年齢については特に「何歳以上」とはなっておりません。虐待の関係は児相で対応しているところはありますけれども、こちらも特に年齢を区切っているということはありません。

○植田委員 それでは、高校生とか……、そうですね、性的同意年齢が上がったこ

とでそれに対応するような被害を受けた場合も、「かならいん」等に御相談を差し上げてよろしいのでしょうか。18歳未満でも大丈夫でしょうか。

昨年度までは、未成年の相談は直接受けていなくて、保護者からの相談といったことも伺っていたので。

○佐藤主幹 事務局の佐藤です。「かならいん」の関係ですので、私からお答えいたします。

相談については特に年齢を問うておりませんし、支援もさせていただいております。ただ、未成年の方の支援については保護者の方の同意をいただいております。高校生の方、未成年の方でもこちらで医療機関にお連れすることはありますけれども、その場合は保護者の方と一緒に来ていただいたり、同意をいただいております。

○植田委員 ありがとうございます。

○太田座長 まだまだ御意見があるかと思うんですけれども……

○山本委員 すみません、1ついいですか。

○太田座長 すみません、ちょっとお待ちいただけますか。

先ほど（2）の意見募集の御説明はいただきましたでしょうか。

○小林参事監 まだです。

○太田座長 まとめてやっていただくことになっていたと思うんですけれども、よろしいですか。質問を受けてからでよろしいですね。

では、山本委員、質問をよろしく願いいたします。

○山本委員 ありがとうございます。

質問というか意見なんですけれども、未成年の場合は保護者の同意が必要というのは一見すると真っ当なようですけれども、やはり相談のハードルをとっても上げてしまうので、そこを考慮してもらいたいなと思います。親には絶対知られたくないという人がほとんどですので、そういう相談について検討していただければという希望です。

○太田座長 よろしいでしょうか。

今日は3時までしかできませんが、まだいろいろ議題がございますので、最後にまた御意見を伺う時間がございますので進めさせていただいて、また時間を見て御質問、御意見等があれば伺って、それでまだ駄目であれば文書で出していただくことにさせていただきたいと思います。

それでは、（2）の意見募集の結果について、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○橋本主任主事 資料7により説明

○太田座長 ありがとうございます。

皆様にすぐ御覧いただくのはちょっと難しいかもしれませんが、何か確認しておきたいことがあればお願いします。

○伊藤委員 今の御説明の中で、県民に回答するというお話でしたか。

○橋本主任主事 はい。

○伊藤委員 これをまとめてネット上か何かで公開されるということですか。

○橋本主任主事 県民意見の募集につきましては公表が義務となっております。県のホームページにて回答内容とともに10月末に公開させていただく予定となっております。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○太田座長 この意見募集について、ほかに何かございますでしょうか。これについてはまた今後改めて、県の回答を踏まえて我々が検討できるかと思うんですけども。

取りあえず、この時点ではよろしいでしょうか。

それでは、(3)今後の施策の方向性・充実すべき施策について、これも事務局から御説明をいただけるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○五十嵐主幹 資料8により説明

○太田座長 どうもありがとうございます。

県としては、一応この3つの課題は最低限検討していきたいということですが、今この3つの点について確認や御意見等ありましたら頂戴したいのと、これ以外でも今回の見直しについて、検討すべき施策等がございましたら御意見を頂戴できればと思います。

○渡邊委員 経済的支援の関係ですけれども、これは前回、第3期の基本計画のときにも私、この席に座らせていただいて、ぜひ見舞金・支援金制度をつくってほしいと言ったんですけれども、予算上困難だという形で、こちらも最後まで頑張ればよかったんですけれども、ちょっと引いてしまった点があります。

私ども被害者が創る条例研究会を2014年に立ち上げたときには、5つの県にしか条例がなかった。それが今年4月を見ると、もう今、45できている。あとできていないのが、私の知る限りでは岩手県と鳥取県の2つだけとなっています。

貸付金制度というのは、この表にあるように本当に少ないんですよ。しかも今までも多分1件ぐらいしか利用はなかったということですが、私の知っている限り、被害者というのは非常に真面目で、何というかな、几帳面というか、いわゆる借りたものは返さなければいけない、返す当てがないものは借りられない、そういうふうには本当に真面目に考える人が多いんですよ。そういう意味では、もう天下の神奈川県ですから、支援金・見舞金制度を、これも条例に関係することですけれども、ぜひ設けていただきたい。

それと、市町村が払ったから県は払わないとか、県が払ったら市町村の分は認めないとかそんなことを言わないで、三重県とか栃木県のように市町村が払っても県はしっかり払いますよと。あるいは最近始まった愛媛県の場合ですと、市町村と県が半分ずつ出す。大分県も市町村が出した半分は県が助成する、こういう形になっていますから、形はどうあれ、神奈川県としてもぜひ支援金の制度を設けていただきたいと思えます。

○太田座長 山本委員、手が挙がっていますけれども、今の経済的支援の関係でしょうか。

○山本委員 違います。

○太田座長 では、ほかの御意見を伺ってからにさせていただきます。

○押切委員 見舞金制度についてですが、今年度に入り、犯罪被害者の見舞金の申請の御相談が茅ヶ崎市にありました。いろいろとお話しを伺うと、その方は他市——横浜市に住民登録を移されておりました。引っ越し先の自治体に見舞金制度があったので御案内ができてよかったのですが、まだ、見舞金制度のない自治体もあります。県内で市によって見舞金を受けられる、受けられないという状況は好ましくないと思います。神奈川県から補助金を出すなど、現在見舞金制度がない自治体に見舞金・支援金制度の創設を促すような取組を考えていただきたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

ほかに経済的支援、特に今の支援金等について御意見ありますか。

○山根委員 川崎市です。

川崎市は見舞金制度を実施しておるところですけれども、ただ、一方で、県の貸付も意味があると思っております、やはり一時見舞金というのはあくまで一時金としてあるものでございますが、やはり犯罪に遭われた方の被害、通院だとかカウンセリングだとか、医療ですとかそういうケアは長く続きますので、そういった意味では一時的な部分の見舞金とその後の貸付ということで、そこは県と市とでうまく役割分担できればいいのかなと考えておりますが、ただ、先ほど押切委員からありましたように、それが県内の市町村、お住まいの地域で受けられる支援に差があるというのは課題だと感じております。

また、先ほど天野委員の質問にもございましたが、川崎市では一方で住居支援も実施しております、先ほど御指摘のありました県営住宅のあっせんという部分で、川崎市におきましても市営住宅のあっせんを行っておりますが、あいにく川崎市でも、市営住宅の一時使用という支援については実績はゼロでございます。

ただ、一方で、緊急避難としてのホテルへの宿泊、川崎市につきましては県の支援と合わせて最大7泊ですか、支援を行えるんですけれども、それにつきましては昨年度、2件の緊急避難支援の申出があり、実施いたしました。

また、今年度は緊急避難支援の実績はまだございません。転居支援は今年度、申請がありまして、転居に係る引っ越し等の資金の支援ということで、まだ審査状況で、支援は実施していないんですが、申出がありました。

そういうことから、市営住宅のあっせんという支援はあるにこしたことはないんですが、やはり犯罪でストレスがかかっているところにさらに転居するストレスというものもあって、なかなか支援実績につながらないのかなと感じておりまして、そこは工夫が必要だと感じております。

○太田座長 ありがとうございます。

この件でほかにございますか。

○天野委員 今、山根委員がおっしゃったことはもっともで、そのとおりだと思うんですけれども、使いづらから実績がないのか、それとも本当に必要ないのかと

いうところは御検討いただけたらいいかなと思います。

もう一点、支援金、貸付金とも関連するんですけれども、私、被害者の方とお話をしていて、やはり被害者の方のお子さんであるとか御兄弟であるとかが進学できなかったとか、合格したけれども行けなかったとか、そういうことがかなりあって、奨学金的なものであるとかそういったものも御検討いただけると非常にいいかなと。

どこかの市ではあるんですけれども、使い勝手のいいそういったものがあるといいかなと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

私からも一言よろしいでしょうか。

私はこの経済的支援、見舞金・支援金の検討に限るべきでないと思っております。私は今、天野委員がおっしゃった奨学金制度は非常に重要だと思っております。こういう制度は国にはあまり期待できないので、むしろ各自治体がこういった奨学金を検討すべきだと思います。大学進学を諦めた御家族もいらっしゃいますし、富山市など、大学までの奨学金制度をつくったところもあります。一般の奨学金では要件を満たさない場合も結構ありますので、被害者の方に特化したような奨学金制度を設けて安心して勉強できる環境をつくってあげることは非常に重要だと思っております。

それから私、見舞金・支援金も一つの選択肢だと思うんですけれども、それよりもむしろいろいろな形、今、言った奨学金だとか、住居支援も一種の経済的支援につながる話でございまして、転居費用もそうですけれども、いろいろな形での補助金制度をつくっていくことも検討すべきだと思います。例えば時効消滅を防ぐための裁判費用の補助金を出すとか、そういう個別の項目ごとの補助金を設けて、経済的支援を多様化していくほうが利用する側も使いやすいのではないかなとは思っております。そういうことも含めて幅広く、ただ単に見舞金・支援金をつくるだけにはしないほうがいいのではないかなと思っております。

それから、先ほどの貸付も、本当にニーズがないのであれば、ある意味でいいことなんですけれども、ニーズがないのか利用しづらいのかも含めて、できれば利用された方、もしくは利用の相談をされたけれども申請しなかった方から聞き取りをして、何か躊躇するところがあったのか、なぜ最終的に利用しなかったのかを調べていただく必要があるのではないかなと思っております。

ちなみに、幾ら貸し付けたとかそういったことも情報として次回までに御提示いただけると、どういう名目かまではなかなか聞けないのかもしれないけれども、もし差し支えなければ、目的や金額みたいなことも調査していただくといいかなと思います。

ほかの自治体で犯罪被害者への貸付制度をつくったときは免除規定もつくっておきましたので、多分返さなければいけないという負担はそこまで被害者の方にも大きくないのかもしれませんが、ただ、そこら辺をあまりにも生真面目に捉えていただいていると本来の制度の趣旨には合っていないなという気がしますので、そういうことも含めて検討していく必要があると思っております。

それから、見舞金や支援金も、果たして県と基礎自治体と両方でつくるべきかど

うかというのは、いろいろな問題が関わっているかと思います。県から30万円、市からも30万円もらうというのが果たして本当に被害者にとっていいことなのかどうかは、考えていく必要があるかと思います。

特に、東京都とある区みたいに二重給付を認めないことにしてしまっていて、どちらにしようか被害者が考えなければいけない制度が一番まずいと思うんですけども、果たして両方で給付されるのが本当に理想的な制度なのかどうかは考えていく必要があるかと思います。

そのためには、基礎自治体ではできないようないろいろな名目での経済的支援をつくるのは、そういった意味ではもう一つの選択肢になってくるかなとは思っております。

それから、先ほど転居の話が出ましたけれども、要件として、その住んでいるところで犯罪被害を受けていなければいけないとか、申請するときに住んでなければいけないとか、その要件によって転居した場合にももらえなくなってしまう可能性があって——これはいろいろなパターンがあるんですけども、その要件は、神奈川県下のほかの市町村の制度と比較しながら、どういう制度であるべきか検討する必要があります。

これは別に見舞金に限らずほかの経済的支援もそうですけれども、要件の在り方はかなり慎重に検討しないと、かなりまずいことが制度的に起きる可能性がありますので、これも検討課題になっていくかなと思います。

それでは、経済的支援についてもしほかになれば、一旦ここで経済的支援の議論は終わりにいたしまして、山本委員すみません、お待たせいたしました。質問、御意見等よろしくお願ひいたします。

○山本委員 では、子どもの性被害についてお伝えしたいと思います。

子どもということで、18歳未満を対象としているということによろしいでしょうかということを確認できればと思います。

それから、「かならいん」の周知のパーセントが少なく、なかなか県民に届いていないという報告をしていただきました。相談先を知らないことによる問題として、内閣府の調査でも、16歳から24歳の6,200人の方を対象にした調査で4人に1人が何らかの性被害に遭っていることを報告し、加害者については通っていた学校、大学の関係者が36%と最も多かったですね。無理矢理の性交の被害でも小学校入学前から小学生が約2割を占めて、中学生から19歳が約3割という形で、若年者の人たちがとても多く被害に遭っている状態があります。このような状況の中で、この人たちの自発的な相談を待っていたらまず相談が始まらないと思います。無理矢理の性交が、約6割の人が誰にも何も相談していない実態がありますので、ここにどうリーチしていくかを子どもの性被害においてはとても真剣に考えなければいけないと思います。

具体的には、やはり学校にアプローチしていく必要があります。ですので、学校に人を派遣してこういう相談先があると知ってもらおうとか、ちゃんとポスターを貼って「こういう被害のときはこういうところに相談していいですよ」と言ってもらおうことも1つですし、今も学校の教師とか生徒とか、あとは学校の生徒同士でも

性暴力被害の報告等を非常に多く聞くんですけれども、先ほども植田先生からの話にあったように、兇相が関与するといってもほぼ身体的虐待があり、命の危険がある子どもたちの対応で手一杯で、なかなか性被害に関与し切れないと聞いています。どこが拾うかと考えたときに、今、日本ではこの性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターしかないのかなと思うんですね。

学校の先生たちは性被害の相談と、対応までなかなか手が回らないところが実情としてあると教育現場の人のお話等を聞きますので、そこにちゃんと対応できるようなセンターであるとよいのかなと思います。

また、通学できるような子どもたちは、それでもまだ、家があったり学校というコミュニティがあると思うんですけれども、路上に出てきてSNSで売春相手を探して日々の生活をしているような未成年者たちもいます。横浜にもそういう方たちはいるのではないかなと思うんですけれども、そういう人たちにどのようにアプローチをしていくのかということと、やはりとても多重の被害に遭いやすい人たちであるので、その人たちの相談の受皿として堪えられるような、支援員であったり等の研修も必要ではないかなと思います。

先ほどのお金の話、経済的な支援の話ともちょっとかぶるんですけれども、トラウマでありPTSDがあることで働けないとか学校に行くことができないといった状態で、経済的に苦境にある人も多いと思います。一時的な貸付金でどうにかなるような形ではないので、生活支援が必要だと思うんですけれども、今後、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等も施行されますので、婦人保護事業との連携も必要だと思います。

また、LGBTs、男性の被害者に関しては、女性の保護支援事業の枠組みではないところでサポートしていく必要があると思いますので、そういう支援に対してどこがどのように補完していけるのかということなど、中長期的な支援も視野に入れた支援システムをつくっていただければと思っています。

○太田座長 どうもありがとうございます。

ちょうど2番目の議題であります子どもの性被害への取組ということで、いわゆる隠れた被害への対応の方法といいますか、それから学校での取組への問題提起をいただきました。

2番目の議題について、ほかに。

○伊藤委員 この方向性の中に子どもの性被害への取組を入れていただいたのは、すごくいいことだと思って伺っていました。

今、山本委員からいろいろお話が出たことと重なりますけれども、子どもの性被害は、すごく大事な問題で、私も一昨年犯罪被害者の方を対象にインタビューを実施して、子どもの頃にいろいろな形で性被害に遭っている人が結構多いんだということが分かりました。何といっても学校での対応がお粗末だったことが分かってきたんですね。ですので、その辺が非常に弱いので、この取組を入れるんでしたら教育委員会も巻き込んで、何とか学校での対応をきちんとする。教職員も含めたそういうこと——文部科学省が現在いろいろ考えておられるようなんですけれども、神奈川県としても積極的に、学校での対応をきちんとするためには何が必要か、子ども

が性被害に遭わないためにはどうしたらいいかということを検討していただきたいと思えます。

先ほど子どもが相談しやすいというのが入ってきましたけれども、相談できないし、相談しても対応してもらえないのが現状だと思うんですね。子どもの性被害の対応、相談体制を整備することをぜひ具体的に考えていただきたいと思っています。

もう一つ付け加えるとしたら、県と市町村との連携をもっと強化することを入れていただくといいかなと思います。

資料の意見募集について、先ほど結果を報告いただきましたけれども、ざっと目を通しますと、市町村から結構補助金のこと、もっと県がバックアップすることを考えてほしいとか、相談窓口をもっと充実させるにはやはり県からの専門的なアドバイスなりスーパービジョンが必要だということが入っていたと思うんですね。ですので何かその辺の仕組みづくり、市町村をもっとレベルアップするために県がどう協力できるか、連携できるかということの一つの柱として、施策として入れていただくと、よりよいのではないかと思います。

○太田座長 それは、特に性被害に限らずということによろしいですか。

○伊藤委員 限らずです。だから経済的支援等も含めて入ってくると思います。

○太田座長 すみません、植田委員にお待ちいただいているんですけども、今の点について、市町村の側から見た県への要望とか、県との連携の希望等がもしあれば、コメントいただけますでしょうか。茅ヶ崎ないしは川崎のほうでございませうか。

○押切委員 茅ヶ崎市ですが、本市に相談に来られる方は、県警から御案内された方が大部分で、現時点で連携は取れています。

ただ、中には、県警に相談できない方もいらっしゃると思います。そのような方に向けても、相談窓口があるという広報をしていただけるようお願いしたいと思えます。

県内での連携は取れていますが、神奈川県在住で東京都や他県に、働きに行っている方、学校に行っている方もたくさんいらっしゃると思いますが、県外で犯罪被害に遭われた方については、県警では東京都や他県との連携はされているのでしょうか。

○太田座長 最後は質問でございませうけれども、いかがでございませうか。

○中嶋室長 直接東京都と神奈川県や警視庁と県警が市町村の条例について情報共有などは具体的にないのですけれども、例えば相模原市が条例制定された後に隣接する警視庁管内の町田署や八王子署等の警察署には、市の条例に関するパンフレットの配布と説明を行い、相模原市民の方が警視庁管内で被害に遭われたときに条例制度を使えるよう連携は取っています。

○太田座長 川崎市は、いかがでしょうか。

○山根委員 先ほどの県内市町村の連携のお話でございませうが、実は本日、横浜市役所で13時から県内の犯罪被害者等支援事業担当者連絡会ということで、これは誰が言い出したのかちょっと分からないんですけども、各担当者の発意で横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、伊勢原市、秦野市、南足柄市、湯河原町、

この中には特化条例を制定しているところと、まだしていないところ——伊勢原市とか南足柄市とかですね——がありまして……

○天野委員 伊勢原市は、もうやっています。

○山根委員 失礼しました。伊勢原市はやっていますね。湯河原町もやっている。南足柄市くらいですかね、今……。

内容は「各自治体における犯罪被害者等支援事業の取組と今後の課題について」ということでやっておりまして、茅ヶ崎市さんも本市の職員も担当者レベルで行っているんですが、ぜひそういう市町村の連携とか情報交換の場に県全体を俯瞰して見る施策を担当しておられる県の職員さんも参加していただければ、横のつながりができるのかなど。

今は横浜市さんが音頭を取ってやっていたいただいているので、今後についてもそういった機会を持てればとは考えています。ぜひ県にも将来的に参加いただければと思います。

○太田座長 県が音頭を取っているのではなくて、横浜市が音頭を取っているんですか。なぜ県はやられないんですか、そういうことを。

○山根委員 横浜市がどこかの自治体から相談を受けて、こういう連絡会をやってくれないかということで、今回はたまたま横浜市が音頭を取って、声かけをしてやっている。当然県にも情報は行っていると聞いておりますし……

○太田座長 でも、今日同じ時間にやっているということは、ちゃんと把握していないということではないでしょうか。そんなことはありませんか。

○小森担当課長 今日、横浜市でそういったことをされているのは承知しておりません。

○山根委員 ここで聞かれたらそういう情報提供をしていいか、横浜市の担当者にも了解を取っていますし、横浜市の担当者の方は、一応県にも情報提供はしているかと。

○小森担当課長 確認できておりません。

○太田座長 主要メンバーは全部ここにいますから、情報が断絶しているおそれがありますね。

ただ、先ほど伊藤委員がおっしゃったように、神奈川県の場合、たくさんの市町村があるにもかかわらずまだ条例だとか施策をやっている自治体はかなり少ないですよ。今の協議会も、条例とかそういう施策をやっているところが集まっているだけですよね。

○山根委員 いや……

○太田座長 じゃなくて、全部の市町村ですか。

○山根委員 全部ではない。どこまで声かけたか、ちょっと。制定されているところ……

○太田座長 そうですよ。だとすると、むしろ条例を制定していないところに入ってくださいとさらにいいかもしれませんから、恐らくそういったものは今後、県が支援のような形で、多分、全体の底上げという点では今後の一つの大きな課題になるだろうと思います。

○小林参事監 1点よろしいですか。

県でも一応そういう市町村を巻き込んだ会議は、今年は3月に実施はしております。ですので、市町村との連携という部分ではそういう形ではやっているところなんですね。今日の……

○橋本主任主事 申し訳ございません、植田委員が15時に退室しなければなりませんので、先に御意見いただきたいと思えます。

○小林参事監 では、植田委員に先に。

○太田座長 分かりました。では、すみません。

植田委員、お願いいたします。

○植田委員 今、チャットに書き込みましたので、それを後ほど読み上げていただければと思います。議論をそのままお続けいただきまして、最後に植田が書き込んだ意見を共有していただければと思います。ありがとうございます。

○太田座長 今、発言していただく時間はもうございませんか。そうしたら、そうさせていただきますけれども、よろしいですか。

○植田委員 すみません、ありがとうございます。では、読ませていただきます。本日はありがとうございます。

子どもの性被害への取組や「かならいん」について、今後、充実していくべき課題として取り上げていただき、ありがとうございます。

神奈川県産科婦人科医会では、性教育で県立高校に講師派遣をしております。産婦人科医が積極的に県立高校に行っています。また、養護教諭向けの産婦人科講習会を年に1回開催しているんですけれども、これに関しては山本委員にも以前講師をお願いしておりました。今後ともこのような活動をしていきたいと思えます。

先ほど山本委員から、子どもの性被害の取組について学校でというお話がありましたけれども、神奈川県、医師会の学校医部会で協力できるのではないかと思いますので、ぜひ今後の5年間、来年度からですかね、協力させていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○太田座長 ありがとうございます。時間が遅くなって申し訳ございません。

チャットに書き込んでいただいたメモも記録に残りますでしょうかね。よろしくお願いいたします。

先ほどから、勝島委員からも御意見を頂戴できるということですのでけれども、よろしいでしょうか。勝島委員、お願いいたします。

○勝島委員 3点ほどです。

先ほど「かならいん」の未成年者の問題が出ていましたけれども、やはり山本委員がおっしゃったように親に言えない未成年の方もたくさんいらっしゃると思えますので、ぜひ未成年者も対象にいただきたいと思えます。一遍に全部は無理にしても、せめて高校生以上だけでもお願いします。親との関係が悪い未成年の方は、特に話しにくいという現状もあるかと思えます。

それに関連して2点目ですけれども、先ほどから給付金の問題、行政の皆さんには本当にお力添えいただいているところです。医療費の問題も、随分充実していた

だいていて、親に言えない方の場合、やはりお金がかからないというのは非常に有効かと思っています。また、被害に遭った後にその場面が想起されてくるのを防止するようなお薬とか不眠のお薬も、よく効くということで推奨されている薬がありますけれども、合わない人も中にはいたりしますので、そういうことを調整するのに何回か外来に来ていただくことがあります。また、裁判が進行する中でその節目、節目で来院していただいたり、そういったことで何回かフォローしていくに当たって医療費が——スタートのときは3回か5回から始まったのではないかと思いますけれども、今、かなり充実していて、医療の場としては大変助かっております。

3点目は、この場でお話しすべきことかどうかわからないんですけれども、仕組みづくりの問題で、情報共有の問題です。

特に今、問題なのは、希死念慮のある方を診ているんですけれども、関係しているのは弁護士さんと主治医の私と、あとは神奈川被害者支援センターの担当者の方と神奈川被害者支援センターの公認心理師さん、あと病院でいろいろ検査をやってきている公認心理師、5人が担当しています。できれば5人でそれぞれ、弁護士さんのいろいろなステージ等に合わせたりとか、神奈川被害者支援センターの公認心理師さんがカウンセリングをやるに当たって検査を担当した病院の公認心理師からアドバイスとか、そういったことが行われるような会議が行えるといいかなと思っています。しかし、それぞれの職種は守秘義務を負っているんですが、それぞれが集まった段階でそれを話していいものかどうかわかって議論があります。

例えば虐待等の場合ですと要保護児童対策地域協議会という会議があって、その会議に出席した人は自動的に守秘義務を負うといったことが明記されている。そのように、会議に出た人はその場でもう全員守秘義務を負う。そういった仕組みづくりみたいなことも今後やっていただくと非常にありがたいかなと感じているところです。

もう一つ、先ほどから学校の先生の話が出ているんですけれども、学校の先生は場合によっては、虐待等では要保護児童対策地域協議会に入っていて、守秘義務を負っていただいてケースに参加していただくこともありますので、そういった場を、仕組みみたいなものを被害者支援においてもつくっていただいて、学校の先生もそういうものに参加していただきながら、さらに、取り組んでいただくようなことも今後、できるかなと感じているところです。

○太田座長 どうもありがとうございます。

すみません、予定の時間をちょっと過ぎているんですけれども、どうしてもこの場で言うておきたいことがあれば。

○渡邊委員 すみません、お金に関することはどうも太田座長と考え方が違う。これは加害者の賠償の問題についても一緒ですけれども、先生の考えにはちょっとついていけないというのがあるんですけれども、先ほど来の見舞金・支援金の問題。これは市町村と県が両方払うのはどうかという意見もありましたけれども、私どもも市民税も県民税も払っています。そういう意味では、やはり県民であり市民であるということですので、両方から出るのは何ら不思議はないということ。

やはり裕福な方は気がつかないでしょうけれども、犯罪被害に遭うとすごくお金

が出るんですよ。幸い私も定職を持っていましたのでお金には困りませんでしたけれども、私が所属する団体の構成員でも事件後、非常にお金に困ったという方が何人もいます。そういう意味では、やはり事件直後のそういう支出に充てるというのは非常に必要だと思いますので、県も市町村も両方から出すのが被害者にとって一番うれしいことだというのはお伝えしたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

そういうことも含めて検討していきたいと思います。

ほかに、もしこれらの施策以外で今回のこの検討会で検討したほうがいいのではないかという内容がございましたら、お願いできますでしょうか。

今、言った中にも関連して、学校の問題とかいろいろな問題も関係してまいりますけれども、充実すべき施策として、これ以外に検討すべきだというものがございましたら御発言いただければと思います。

○山本委員 1つだけいいですか。

ここで検討すべきかどうか、ちょっと分からないんですけども、すみません、性犯罪・性暴力が領域なもので1つお伝えしたいこととして、加害者への対応があります。

福岡県などは、新しい条例ではあるんですけども、犯罪、特に性犯罪は加害者の再犯率が高いものですから、戻ってきたときに居所の証明を出して、加害を繰り返してしまうことがないように相談支援につなげるといったことをされています。このような取組は、大阪のほうでも実施されていると聞いています。そのように、刑務所から出所するときどこに住むのかとかいうか、居場所について刑務所に伝えて、出所時に連絡をしてもらうという形式のようですけども、やはりそういう何らかの加害者への対応も必要なのではないかと考えています。

○太田座長 ありがとうございます。

いわゆる大阪が始めた子どもを性犯罪から守るための条例とか、あと福岡と茨城が持っていると思うんですけども、その問題かと思っています。

果たしてこの被害者支援のところで加害者対応のことが検討できるのかどうか、事務局としていかがでしょうか。被害者の保護ではあるんですけども、どちらかというところ犯罪者の再犯防止ないしは社会復帰ということですけども、いかがでしょうか。

○小林参事監 これ一概に言うのは非常に難しいと思うんですけども、被疑者の再犯防止については県でもまた別の検討会議が実際に設けられているところもありますので、全く縦割りでそこは関係ないんだと一概に言えない部分もあるのかなというのは承知なんですけれども、そこまで踏み込めるかなというところも、今の段階では正直考えているところです。

○太田座長 もしできないとしても、ここで出た意見等は再犯防止推進計画のほうにつないでいくことも可能かと思っていますので、御意見については御自由に出していただければと思います。

それでは、時間も過ぎてしまっておりますので、もしこれ以外に御意見、御質問等がございましたら「令和5年度 犯罪被害者等支援施策検討委員会 御意見記入

用紙」というものがございますので、これはデータでもいただけるかと思っておりますので、それに御記入いただいた上で一応今月末までをお願いしたいということでございますので、事務局宛にお送りいただけますでしょうか。

皆様からいただいた御意見等につきましては事務局で検討して、また個別に、もしくはこの検討会で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それ以外の点で何か御意見等ありましたら。今後の進め方等について何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、座長の不手際で時間も過ぎてしましまして、誠に申し訳ございません。

そのほか、事務局のほうで何か予定されていることはございますでしょうか。

特になければ次回開催日等について、先ほど説明ございましたけれども、何かありましたら事務局からお願いいたします。

○五十嵐主幹 先ほど今後のスケジュールでも御説明いたしましたけれども、次回、2回目の検討会については8月下旬または9月上旬、場所については県庁またはかながわ県民センターで開催させていただきたいと考えております。追って事務局より正式な開催通知を送らせていただきますので、御出席について、よろしく願いいたします。

○太田座長 拙い進行でございましたが、今後も精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題はこれで終了したいと思います。皆様には議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後 3 時 1 1 分 閉会